

相談者					韓国の新しい家族関係制度は、 2008年（平成20年）1月1日 から開始しました。
国籍	韓国				
相談日					
担当者					
指示事項	書類取得				

あなたが提出する書類一覧表（この表は、相談のときに持って来てください。）

※これらの書類は、必要最小限のものであり、さらに追加の書類を提出していただく場合があります。

順序	書類の種類	必要書類	確認	備考	
1	◎ 帰化許可申請書（正）・（副） ※6ヶ月以内に撮影した写真（申請者ごと同じものを2枚）			15歳未満は法定代理人と一緒に撮影した写真	
2	◎ 帰化の動機書（渡日の経緯・動機、日本での生活の感想、渡日後に行った社会的貢献等）			必ず自筆してください	
3	◎ 宣誓書 ※受付時に担当官の面前で記入する			受付時に署名	
4	◎ 親族の概要				
5	◎ 履歴書				
6	国籍・身分関係証明書類	① 基本証明書（□本人）			
		② 婚姻関係証明書（□本人・□父・□母）			
		③ 家族関係証明書（□本人・□父・□母）			
		④ 入養関係証明書（□本人）			
		⑤ 親養子入養関係証明書（□本人）			
		⑥ 本国の戸（除）籍謄本 （本人の出生から現在（改製除籍）までのものと父母の婚姻及び兄弟姉妹が分かるもの）			父母については、出生から婚姻までの除籍も必要
		⑦			
		⑧			
		⑨			
		⑩ ①～⑨書類の翻訳文			翻訳者の住所氏名・作成年月を明記し、押印する
		⑪ パスポート、渡航証明書【記載のある部分全部の写し】（□本人・□夫・□妻・□父・□母）			所持しているもの全て
		⑫ 申述書（ ）			
		⑬ 国籍放棄宣誓書（ ）			
市区町村役場から用意する書類	i 出生届書（戸籍届書の記載事項証明書）（□本人・□兄弟姉妹・□本人の子）			届出の市区町村	
	ii 婚姻届書（〃）（□本人・□父母）			〃	
	iii 離婚届書（〃）（□本人・□父母）			〃	
	iv 死亡届書（〃）（□父・□母・□夫・□妻・□兄弟姉妹）			〃	
	v その他の届書（養子縁組届・認知届・ ）			〃	
	vi その他（親権を証する書面、裁判書等）				
居住歴証明書	vii 日本の戸（除）籍謄本（全部事項証明書） ・□（養）父母、□兄弟姉妹・□（内・元）夫・妻、□（養）子 が日本人（元日本人を含む） ・□帰化した者（帰化事項の記載のあるもの）				
	住民票の写し（本人・父・母・同居者全員） <i>（世帯主、本籍（日本人配偶者等がある場合）、氏名（通称名含む）、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留カード等番号、氏名・生年月日の訂正・変更前事項及び訂正変更年月日）</i> 住民票の写し・戸籍の附票の写し（配偶者・元配偶者） （婚姻期間中の居住歴）（ ）			省略事項がないもの ※個人番号、住民コード番号は不要	
	申述書（ ）				
7	◎ 生計の概要				
8	◎ 事業の概要（複数事業をしている場合は、事業ごとに必要）				
9	◎ 在勤及び給与証明書（原則として給与所得者全員） □給与明細書			勤務先	
10	在学証明書（現在、在学中の者）				
11	営業許可書・免許書類（写し）	1通			
12	会社の登記事項証明書、直近決算期の貸借対照表及び損益計算書（写し）	1通		法務局（上場会社等は不要）	

注意事項 1 提出書類は、原則として原本1通、写し1通の計2通です（ただし、1通と表示されているものは1通で結構です。）。
2 ◎印の書類は、あなたが作成する書類です（用紙は、法務局で配布します。）。

連絡先：082-228-5773

※法務局に電話する時は、用件と前回の相談日時、帰化前のお名前を教えてください。

※13, 14 原則「最近の」とは、今年度を除く昨年度以前のものを指します。

順序	書類の種類	必要書類	確認	備考		
給与所得者	支払者が親族等 確定申告義務あり	① 源泉徴収票（本人・父・母・夫・妻・子）			勤務先	
		② 県・市区町村民税の納税証明書（本人・父・母・夫・妻・子） 〃 の課税台帳記載事項証明書（本人・父・母・夫・妻・子）			市区町村	
		③ 源泉徴収簿の写し（申請者に関する部分）			勤務先	
		④ 源泉徴収金の領収書の写し			勤務先	
		⑤ 所得税の確定申告書（添付書類を含む）の控え				
		⑥ 所得税の納税証明書 （その1・納税額等証明用）、（その2・所得金額用）			税務署	
非課税者	市区町村民税の非課税証明書（又は、課税台帳記載事項証明書）			市区町村		
個人事業経営者	確定申告義務あり	i 県・市区町村民税の納税証明書（本人・父・母・夫・妻・子） 〃 の課税台帳記載事項証明書（本人・父・母・夫・妻・子）			市区町村	
		ii 所得税の納税証明書 （その1・納税額等証明用）、（その2・所得金額用）			税務署	
		iii 事業税の納税証明書			県地域事務所税務局	
		iv 消費税の納税証明書（その1・納税額等証明用）			税務署	
		v 所得税の確定申告書（添付書類を含む）の控え（写し）				
		vi 徴収金の領収書の写し				
法人経営者（取締役など）	個人としての確定申告義務あり	① 源泉徴収票			勤務先	
		② 個人の県・市区町村民税の納税証明書（本人・父・母・夫・妻・子） 〃 の課税台帳記載事項証明書（本人・父・母・夫・妻・子）			市区町村	
		③ 個人の所得税の確定申告書（添付書類を含む）の控え				
		④ 個人の所得税の納税証明書 （その1・納税額等証明用）、（その2・所得金額用）			税務署	
		⑤ 法人の市区町村民税の納税証明書			市区町村	
		⑥ 法人の都道府県民税の納税証明書			県地域事務所税務局	
		⑦ 法人の事業税の納税証明書			県地域事務所税務局	
		⑧ 法人税の納税証明書 （その1・納税額等証明用）、（その2・所得金額用）			税務署	
		⑨ 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書 （その1・納税額等証明用）			税務署	
		⑩ 法人税の確定申告書（添付書類を含む）の控え（写し）				
		源泉徴収義務あり	⑪ 源泉徴収簿の写し			
		⑫ 徴収金の領収書の写し				
14	公的年金保険料の納付証明書	① 第1号被保険者 年金記録の写し（ねんきん定期便、年金保険料の領収書の写し）				
		② 厚生年金保険法適用事業所事業主 年金保険料の領収書の写し				
15	特別永住者証明書又は在留カード（カードの写し、表／裏とも）					
16	自動車運転免許証（写し、表／裏とも）					
17	運転記録証明書（運転免許取得後5年未満でも、 5年分 証明したもの）			運転免許センター又は警察署		
18	運転免許経歴証明書（失効した人、取り消された人）			運転免許センター又は警察署		
19	卒業証明書（又は卒業証書の写し）（最終学歴のもの）	1通				
20	技能・資格証明書又は免許証（写し）	1通				
21	預貯金残高証明書（又は通帳の写し）	1通		金融機関		
22	診断書（病気・傷害・ ）	1通		病院等		
23	土地・建物登記事項証明書	1通		法務局		
24	◎ 居宅付近等の略図（現住所・前住所・勤務先・前勤務先・事業所）	各1通		過去3年以内が対象		
25	写真（自宅・各部屋・家族）					
26	マンション等の賃貸借契約書					
27	年金証書					
28	健康保険証（写し、表／裏とも）					
29						
30						